

Q

「うまい話」  
にご用心！②

ある日、銀行口座の売買を  
持ちかけるダイレクトメールが。  
次の対応の問題点はどこでしょうか？



ヒント

自分の名前で作った口座を他人に渡して  
本当に問題はないのでしょうか？

A

「銀行口座の売買」  
は犯罪です！

❗ 使用していない口座の  
売買をもちかける



口座の売買は  
犯罪です！



インターネットやダイレクト  
メール、SNS、SMSで  
「手軽にお小遣い稼ぎを  
しませんか」などと、  
犯罪行為とにおわせないように  
銀行口座の売買をもちかけて  
きます。口座売買を行った場合、  
その後の口座開設を断られる  
場合があります。

☑ 用心する「ポイント」はココ！



**1** 口座を売る側も罪に問われます。

他人になりすまして口座を開設したり、預金通帳や  
キャッシュカードなどを他人に売り渡したりすることは  
犯罪です。

**2** 使わなくなった口座は解約を。

使わなくなった自分の口座の預金通帳やキャッシュ  
カードを、「もう使っていないから」といって売り渡すの  
も犯罪です。使わない口座は解約しましょう。

**3** 安易なもうけ話には注意しましょう。

安易なもうけ話は、犯罪に巻き込まれる可能性があり  
ます。楽に収入が得られるという甘い言葉にそそのか  
されて、簡単に信じないようにしましょう。

さら  
にこ  
こに  
も  
ご  
用  
心！

たとえ気軽な気持ちで始めたとしても、犯罪に  
加担した時点であなたも共犯者です。犯罪行為  
を行った場合、口座の利用が停止されたり、その  
後の口座開設を断られる場合があります。